

令和6年3月15日

建設工事における最低制限価格の取扱いについて

島原市総務部契約管財課

本市が発注する建設工事の最低制限価格の算出方法について、一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

- 1 対象工事
競争入札に付する工事のうち、原則として設計金額80万円（税込み）以上の工事
- 2 最低制限設計価格（税抜き）の算出
最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

最低制限設計価格の算出式の変更

工 事 区 分	現 行	改正後
土 木 工 事	設計金額（税抜き）の90%	設計金額（税抜き）の <u>92%</u>
鉄橋及び鋼製の歩道橋等の工場製作工事		
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）		
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事		
建築関連の搬送設備工事及び解体工事		

- 3 最低制限価格（税抜き）
上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。
- 4 数値の取り扱い
最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。
- 5 適用時期
令和6年4月1日以降に入札執行する工事から適用する。